

地域振興資金（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	地域振興資金
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員及び地区住民等が組織する団体の方。 （組合員加入のための出資が必要となります。） ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域環境の改善に必要な資金とします。 ○ 地域振興・開発に必要な一切の資金とします
お借入金額	○ 当該事業に必要な資金の範囲内で対象事業の内容を確認のうえ、償還能力・将来性・担保価値・保証能力を勘案した金額とし、信用供与の最高限度額以内とします。
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最長貸出期間を 15 年以内とします。 ○ 貯金担保貸付にあたっては、最長 5 年以内とし、当該担保貯金の満期日（担保が複数ある場合は、直近の満期日）以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 貸出軽減利率 貸出期間軽減として、下記に該当する場合は貸出利率の軽減があります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸出期間 5 年以内 △ 0. 8 % ② 貸出期間 3 年以内 △ 1. 0 % ③ 貸出期間 1 年以内 △ 1. 2 % ④ 貸出金の全部について定期貯金担保に差入れることにより利率を軽減いたします。 <p>詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
ご返済方法	○ 元金均等償還または、元利均等償還とし、期日一括、毎月償還または年賦償還といたします。
担 保	○ 原則として確実な物的担保を徴します。
保証人	○ 原則として確実な人的保証人を徴します。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額繰上返済の場合…5, 250 円 ・ 一部繰上返済の場合…5, 250 円 （1 年以内の借入期間および全額定期貯金を担保に差入れた場合は除きます） ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 250 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0 7 6 3 - 6 2 - 2 1 2 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 J A バンク相談所（電話：0 7 6 - 4 4 5 - 2 0 1 7）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。